



平成28年9月30日

桑名市議会議員長
南澤幸美様

桑名市議会議員政治倫理審査会
委員長 伊藤真人



桑名市議会議員政治倫理審査会結果報告書

平成28年7月4日付けで審査請求のあった件について、桑名市議会議員政治倫理条例第10条の規定に基づき報告します。

記

- 1 審査の対象となった議員の氏名
大森 啓
- 2 審査会結果報告書
別紙のとおり



大森啓議員に対する桑名市議会議員政治倫理審査会結果報告書

1 審査会の設置

平成28年7月4日付けで議員7名から桑名市議会議員政治倫理条例（以下「倫理条例」という。）第6条第1項の規定に基づく審査請求書が議長に提出された。議長は、同倫理条例第7条第1項の規定に基づき同日に審査会を設置し、同倫理条例第7条第2項及び第3項の規定に基づき各派代表者会議で委員選任について諮り、9名が委員に選任された。

2 審査の過程

本審査会は、審査に付された事件が倫理条例第5条第1項第1号に規定されている「議員は、自らの行為により議会の名誉及び品位を損ない、市民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。」の政治倫理基準に抵触する行為があったか否かについて公平かつ慎重に審査を行った。

第1回審査会は、平成28年7月19日（火）に開催し、本審査会の正副会長を互選したのち、審査請求内容の確認、審査請求の対象となる事由の事実確認、今後の審査の進め方、第2回審査会の開催日程について確認した。

なお、今後の審査の進め方の補足事項として、

- ・倫理条例第9条第2項の規定に基づく審査対象議員の大森啓議員および関係者に対して、資料請求又は事情聴取等のための審査会への出席要求については現時点では不要とし、様子を見ていくこととなった。
- ・倫理条例第9条第3項の規定に基づく弁明の機会については、大森啓議員が釈放後に日程調整を行うこととした。

第2回審査会は、平成28年9月30日（金）に開催し、審査請求事件の審議を行った。冒頭、委員長から、審査会に出席しないとの本人連絡及び弁明書提出がなされたと報告があり、弁明書の配付をもって弁明の機会とした。また、同日午前中に、津地方裁判所四日市支部において行われた、大森議員に対する裁判の判決内容の報告がなされた。以上の点を踏まえ政治倫理基準に抵触するか否かについて審議を行った。

補足事項として、各委員から提出された意見は次のとおり。

伊藤研司委員	条例に違反している。 弁明書を読み、思うところがあるが、私たちは市民から負託されてこの場にいるのだから、やはり、罪は罪として、きちんと償ってもらうことが大事だと思う。執行猶予が付いたということで、公職選
--------	--

	<p>挙法と政治資金規正法以外は、執行猶予が付けば、法的に辞職させることは難しいが、それはそれとして、きちんと方向づけだけはして、最後に決めるのは、彼も市民から付託されている一人であるので、彼に任せるが、議会は議会として、罪は罪として、きちんとそれは、彼に申し入れることをしなければならないと思う。</p>
渡邊清司委員	<p>政治倫理条例第5条に違反すると思う。 本来であれば本人に辞職してもらえばベストと思うが、我々からもやはりそういうふうな勧告もすべきだと思っている</p>
松田正美委員	<p>桑名市議会政治倫理条例の第5条第1項の規定に反する。この弁明書も読み、今後、議員活動を継続するには極めて不適当な状態であることと、それから先ほど第5条第1項に照らして、まずは議員辞職を促すのが適当。</p>
大橋博二委員	<p>政治倫理条例第2条と第5条(1)に違反していると思う</p>
佐藤 肇委員	<p>松田委員、渡邊委員に同じ。</p>
星野公平委員	<p>政治倫理条例第5条に違反するかは判断できないが、本人の申し出では、病気であるとのことであり、病気が治るまで待ったほうがいいのではないかと。新聞報道にも考える時間がほしいとあるので、しばらく様子を見てあげたいと思う</p>
竹石正徳委員	<p>政治倫理基準(1)に明らかに違反していると思う。また、本日は、弁明書ではなく、本人の口から聞いたかった。弁明書から、これからの議員活動は非常に難しいと判断する。</p>
伊藤恵一委員	<p>社会的な制裁もこのように受けておられる。この件に関しては、個人的なことで、議会活動ではないので、あくまで責任とっていただくのは個人であり、辞職に関しては、ご本人なり有権者の方がご判断されることだろうと思っている。また、この弁明書にもあるとおり、心身のこともあるが、それだから許されることではないとご自身も承知しておられ、これ以上の刺激や決議、そういうことは避けたほうがいいだろう。それによって事件が何か起これば、議会が刺激を与えたということで批判、非難されると思っている。あくまで議会ではなく、個人におとりいただくということで、きちっと線引きはされた方がいいと思っている。</p>

3 審査の結果

審査請求事件について慎重に審査した結果、次の結論を得た。

倫理条例第5条第1項第1号の規定に抵触するという点については、採決の結果、賛成多数で認定した。

以上を審査会の結果とする。